

## 一般会計等財務書類における注記

### 1 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

原則として取得原価とし、取得原価が不明なものについては再調達原価としています。ただし、道路、水路の敷地のうち取得原価が不明なものや無償で移管を受けたものは原則として備忘価額1円としています。

#### (2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

##### ① 市場価値のあるもの

財務書類作成基準日において、当市では保有しておりません。

##### ② 市場価格の無いもの

出資金額をもって貸借対照表価格とします。ただし、出資先の財政状況の悪化により価値の低下割合が30%以上である場合には「著しく下落した場合」に該当するものとしますが、当年度においては該当する有価証券等はありません。

#### (3) 有形固定資産等の減価償却の方法

原則として「減価償却資産に係る耐用年数に関する省令」に定める耐用年数に基づき、定額法により算出しています。ただし、リース資産については、当該リース期間を耐用年数とします。

#### (4) 引当金の計上基準及び算定方法

##### ① 徴収不能引当金

未収金、長期延滞債権、貸付金について、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

##### ② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

##### ③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

#### (5) リース取引の処理方法

所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のものやリース料総額が300万円以下の取引を除く。）については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。その他のリース取引については、通常の賃貸借取

引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第 235 条の 4 第 1 項に規定する歳入歳出に属する現金としています。  
なお、地方自治法第 235 条の 5 に定める出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いも含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要事項

① 償却資産の計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円以上の場合に資産として計上しています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、明らかに資本的支出でない場合、金額が 100 万円未満であるとき、又は固定資産の前期末取得価額の 10% 未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

③ 消費税等の会計処理

税込方式によって処理しています。

2 重要な会計方針の変更

なし

3 重要な後発事象

なし

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体（会計）の金融機関等からの借入債務に対し、補償を行っています。

(2) 係争中の訴訟等

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けている主なものは次のとおりです。

建築請負代金等請求事件 1,629 千円

5 追加情報

(1) 対象範囲（対象とする会計）

一般会計

- (2) 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異  
対象範囲に差異はありません。
- (3) 地方自治法第 235 条の 5 (「普通地方公共団体の出納は、翌年度の 5 月 31 日をもって閉鎖する。」) の規定により出納整理期間が設けられています。当会計年度に係る出納整理期間 (平成 31 年 4 月 1 日～令和元年 5 月 31 日) における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- (4) 各項目の金額を表示単位未満で四捨五入しているため、合計等の金額が一致しない場合があります。
- (5) 地方公共団体健全化法における健全化判断比率の状況  
実質赤字比率・・・ ー  
連結実質赤字比率・・・ ー  
実施公債費比率・・・ 3.4%  
将来負担比率・・・ 0.3%
- (6) 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額  
なし
- (7) 繰越事業に係る将来の支出予定額  
繰越明許費 (一般会計) 561,317 千円
- (8) 売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲  
① 科目 土地  
② 範囲 普通財産の内、貸付地等を除く  
③ 金額 200,574 千円
- (9) 減債基金に係る積立不足の有無及び不足額  
積立不足はありません。
- (10) 基金借入金 (繰替運用) の内容  
歳計現金に不足が生じる場合、基金からの繰替運用を行なっています。
- (11) 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 31,878,815 千円

(12) 基礎的財政収支

業務活動収支（支払利息支出を除く）	2,034,578 千円
投資活動収支	△1,443,679 千円
基礎的財政収支	590,899 千円

(13) 将来負担に関する情報（地方公共団体財政健全化法における将来負担比率の算定要素）

一般会計等に係る地方債の現在高	41,012,418 千円
債務負担行為に基づく支出予定額	2,540,138 千円
一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額	8,010,313 千円
組合等が起こした地方債の償還に係る一般会計等負担見込額	395,617 千円
退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額	6,190,109 千円
設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額	0 千円
連結実質赤字額	0 千円
組合等の連絡実質赤字額に係る一般会計等負担見込額	0 千円
地方債の償還額等に充当可能な基金	11,801,077 千円
地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入	9,552,323 千円
地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額	36,695,504 千円

(14) 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額は 353,970 千円です。

(15) 純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内訳

貸借対照表の純資産における固定資産等形成分とは、資産形成のために充当した資源の蓄積をいい、固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金を加えた額を計上しています。また、余剰分（不足分）とは、費消可能な資源の蓄積（原則として金銭）をいい、流動資産（短期貸付金及び基金を除く）から負債を控除した額を計上しています。

(16) 一時借入金の状況

資金収支計算書上は一時借入金の増減額は含まれていません。一時借入金の限度額は 6,000,000 千円で利子額は 1,035 千円です。

(17) 重要な非資金取引

寄付取得した土地 0 千円